消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)(第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(新旧対照条文一覧)
: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		
	○電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一十四号) (第三条関係) ·····(第二条関係) ······	一十四号)(第三条関係)(第二条関係)系関係)

信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法)(取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通	一・二 (略) する。 第六条 法第二条第七項の政令で定める要件は、次のいずれかと(重大製品事故の要件)	とする。 (製品事故から除かれる事故) とする。	おりとする。 第四条 法第二条第五項の特定保守製品は、別表第三に掲げると(特定保守製品)	び第十三号に掲げる特定製品とする。第三条 法第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及(子供用特定製品)	改正案
	一・二 (略) する。 (重大製品事故の要件)	とする。 (製品事故から除かれる事故) とする。	おりとする。 第三条 法第二条第四項の特定保守製品は、別表第三に掲げると(特定保守製品)	(新設)	現行

○消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第七条 のいずれかの方法とする。 (規格又は基準を定めることができる他の法律) 号において「申出」という。 申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般 該条件に適合する申出があつた場合には、 製品の販売価格により契約の相手方となることを条件として 特定の消費生活用製品の販売価格を設定し、 消費者を当該契約の相手方と決定する方法 7 当該デジタルプラットフォームにより提供される場におい 競り 般消費者による契約の相手方となることの申出 消費生活用製品の製造 法第一 条第八項第二号の政令で定める方法は、)を誘引し、 輸入又は販売の事業を行う者が 他の一 般消費者から当 当該消費生活用 次の各号に 般消費者の (以下この 次の各号 第六条 (新設) (規格又は基準を定めることができる他の法律) 法第三条第一項の政令で定める他の法律は、 次の各号に

掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの 法第三条第一項の政令で定める他の法律は、

とする。

法及び電気用品安全法 別表第一 第一号及び第十三号に掲げる特定製品 (昭和三十六年法律第二百三十四号) 食品衛生

(略)

(略)

品安全法

(昭和三十六年法律第二百三十四号)

別表第一第一号に掲げる特定製品

食品衛生法及び電気用

とする。

掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの

(証明書の保存に係る経過期間

第九条

略

第七条 掲げるとおりとする。 第二の上欄に掲げる特別特定製品ごとにそれぞれ同表の下欄に 法第十二条第一項ただし書の政令で定める期間は、 別表

第十条 (略)

第十

略

第十二条

(略

第十三条 回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定) 法第三十九条第一項及び第三十九条の二第 項の政令

食品衛生法第五十九条

で定める他の法律の規定は、

次に掲げるものとする。

- ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) 第百五十七条
- 電気用品安全法第四十二条の五

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(検査機関の登録の有効期間)

第八条 法第十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

外国 登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の 負

担

第九条 第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定九条 法第三十一条第二項の政令で定める費用は、 計算に関し必要な細目は、 額に相当するものとする。 係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の 該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に 行政法人製品評価技術基盤機構 この場合において、 主務省令で定める。 (以下「機構」という。) に当 (同条第三項の規定により独立 その旅費の 同条第 額 項

(重大製品 事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他 の法

第十条 第百十二号)とする。 質を含有する家庭用品の規制に関する法律 法第三十五条第四 項の政令で定める他の法律は、 (昭和四十八年法律 有害

(回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定)

第十 次に掲げるものとする。 一条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は

- 食品衛生法第五十九条
- ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一 号 第百五十七条
- 電気用品安全法第四十二条の五

兀 液化石油ガスの保安の確保及び取引の 適 正 化に関する法律

(昭和四十二年法律第百四十九号) 第六十五条

頁
五 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各

(報告の徴収)

第十四条(略)

2 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品(特定保別品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。 以下この項において同じ。)の製造又は輸入の存製品を除く。以下この項において同じ。)の製造又は輸入の製品の製造又は輸入の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びそる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びそる販売先並びに当該特定製品の関連又は輸入の関品の製造又は輸入の関品の製造又は輸入の関品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

3~5 (略)

6 第六条第五号の措置に関する事項を含み、 項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項 生した危害及びその再 報告をさせることが る届出事業者にあつては、 定製品の型式 録の内容 法第四十条第 とする。 主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い 数量、 項の規定により主務大臣が届出事業者に対し できる事項 発の防止 製造又は保管若しくは販売の場所、 その国内管理人に関する事項を含む 分は、 のために講じた措置 その製造又は輸入に係る特 特定輸入事業者であ に関する事 検査 発

(昭和四十二年法律第百四十九号) 第六十五条

項

五

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各

(報告の徴収)

第十二条 (略)

2

する。 当該特定製品 害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他 式)、数量、 造又は輸入に係る特定製品の種類(届出事業者にあつては、 事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、 守製品を除く。 にあっては 法第四十条第一 主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危 製造又は保管若しくは販売の場所、 法第六条第四号の措置に関する事項を含む。 の製造又は輸入の業務に関する事項 以下この項において同じ。)の製造又は輸入の 項の規定により主務大臣が特定製品 検査記録の内 (届出事業者 (特定保 その製 型

3~5 (略)

(新設)

7 查記録 務に関する事項 事項その他当該特定製品の輸入の業務に関する届出事業者の 発生した危害及びその再 特定製品の しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該 が項は、 ・ とする。 る届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる 第四 の内容、 当該届出事業者の輸入に係る特定製品の検査記録の写 型式 条第 主たる販売先並 (法第六条第五号の措置に関する事項を含む) 数量 項の 規定により主務大臣が特定輸入事業者で 発の防止 製造又は保管若しくは販売 びに当該特定製品 のために講じた措置に関する の使用に伴い の場 所 検

(新設)

8 (略)

主務大臣及び主務省令)

第十五条 事項 関する事項を除く。 による情報の収集に関する事項を除く。)についての主務大臣 項の規定による公表並びに法第三十二条の二十三第一項の規定 による命令並びに法第三十 及び同条第三項の規定による要請、 三項の規定による調査、 通 条の規定による情報の収集、 知の受領、 経済産業大臣とする。 (法第三十二条の八第 法第五十四条第一項第三号に定める事項 法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第)及び法第五十四条第一項第四号に定める 法第三十七条第二項の規定による協議 九条の二第 一項の規定による勧告及び同条第二 法第三十五条第三項の規定による 法第三十九条第一項の規定 一項の規定による要請に (法第三十三

規定による公表に関する事項についての主務大臣は、 定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該特定法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の

2

6

略

(主務大臣及び主務省令)

第十三条 勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三 項第四号に定める事項 規定による命令に関する事項を除く。)及び法第五十四条第 及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第 三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議 通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第 条の規定による情報の収集、 ついての主務大臣は、 第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。 法第五十四 条第一項第三号に定める事項 経済産業大臣とする。 (法第三十二条の六第 法第三十五条第三項の規定による 項の規定による (法第三十三 条の一 項の

2 規定による公表についての主務大臣は、 法第三十二条の六第一 項の規定による勧告及び同条第一 当該特定保守製品 一項の 取 引

3 その消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とす 生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれ 報の収集、 項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、 よる協議及び同条第三項の規定による調査、 第三項の規定による通知の受領、 規定による要請に関する事項についての主務大臣は、 九条第一 法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関す 品取引事業者が行う事業を所管する大臣とする。 法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条 項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項 通知の受領 協議、 調査、 法第三十六条第二項の規定に 要請及び命令に係る消費 法第三十七条第二 当該情 法第三

項についての主務大臣は、次のとおりとする。 表及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事一項の規定による立入検査、法第四十六条の二の規定による公4 法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第

業を所管する大臣は、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者について一当該報告の徴収、立入検査、公表及び申出の受理に係る消

業者の事業を所管する大臣 定保守製品取引事業者については、当該特定保守製品取引事一 当該報告の徴収、立入検査、公表及び申出の受理に係る特

5 (略)

定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の6 法第五十四条第一項第三号に定める事項(法第三十三条の規

事業者が行う事業を所管する大臣とする。

3 所管する大臣とする。 務大臣は、 第三十九条第一項の規定による命令に関する事項につい 項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法 第三項の規定による通知の受領、 る事項、 ついて、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に よる協議及び同条第三項の規定による調査、 法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関 法第三十三条の規定による情報の収集、 当該情報の収集、 通知の受領、 法第三十六条第二項の規定に 協議、 法第三十七条第二 法第三十五条 調査、 事業を ての主 要請 及

管する大臣 れぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者については、そ一 当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る消費生活

事業を所管する大臣 製品取引事業者については、当該特定保守製品取引事業者の二 当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る特定保守

5 (略)

項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による6 法第五十四条第一項第三号に定める事項(法第三十五条第三

情報の収集に関する事項を除く。)についての主務省令は、 定による公表並びに法第三十二条の二十三第 事項を除く。 命令並びに法第三十九条の 条第三項の規定による要請、 規定による調査、 法第三十二条の 項に規定する主務大臣の発する命令とする。 法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項 衆の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規) 及び法第五十四条第一項第四号に定める事項(法第三十七条第二項の規定による協議及び 二第 法第三十九条第 項の規定による要請に関する 項の規定による 項の規定による 第 同

第十六条 (略)

協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による協議及び同条第三項の規定による協議及び同条第三項の規定による協議及び同条第三項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十二条の六第一項を除く。) 及び法項を除く。) についての主務省令は、第一項を除く。) 及び法項を除く。) 及び法理を除く。) 及び法理を除く。) 及び法理を除く。) 及び法理を除く。) 及び法理を除く。) といる。

(新設)

都道府県又は市が処理する事務)

第十四条 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第十四条 法第四十条第一項、第四十条第一項、別下この条において「立入検査等事務」という。) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣の権限に属する事務であつて特第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特第十四条 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条

には、 当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合 属する場合 その事務所、 その事務所、 当該都道府県知事及び当該市 当該市の長 事業場、 事業場、 店舗又は倉庫の所在地が市の区域に 店舗又は倉庫の所在地が町 (当該市の長の要請があり、 長 村 かつ、 0 区 域

.属する場合

当該町村を包括する都道

府県

の知

第十七条

略

、主務大臣が指示をすることができる事務

第十八条 特定保守製品取引事業者に関するものを除く。)とする。 規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務 法第五十七条の政令で定める事務は、 第十六条第 項

権限の委任

権限であつて、 工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うもの の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、 九条 法第四条第三項第一号の規定に基づく経済産業大臣の 特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が そ

2 あつて、 法第四条第三項第 店舗又は倉庫が 特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、 の経済産業局の管轄区域内のみにある者に 一号の規定に基づく経済産業大臣の権限で 事業場

> 2 産業大臣に報告しなければならない。 市長は、 項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事又は 経済産業省令で定めるところにより、 その結果を経済

3 それぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。 臣に関する規定は、 を行う場合においては、 第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事 都道府県知事又は市長に関する規定として 法中立入検査等事務に係る経済産業大

(消費者庁長官に委任されない権限

第十五条 法第五十六条第一項の政令で定める権限 条第六項の規定による要請をする権限とする。 は、 法第四

(主務大臣が指示をすることができる事務

第十六条 特定保守製品取引事業者に関するものを除く。)とする。 の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務 法第五十七条の政令で定める事務は、 第十四 [条第 項

(権限の委任

第十七条 とする。 の工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うも 権限であつて、 一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、そ 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣 特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が

2 あつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、 店舗又は倉庫が 法第四条第二項第 の経済産業局の管轄区域内の 一号の規定に基づく経済産業大臣の みにある者に 権限で 事業場

関するものは、 管轄する経済産業局長が行うものとする。 その事務所、 事業場、 店舗又は倉庫の所在地 を

- 3 項に規定する古物である子供用 あつて、 みにある者に関するものは の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣 事業場、 古物営業法 店舗又は倉 昭 和二十四年法律第百八号) 庫 その事務所 が 特定製品の の経済産業局の管轄区域内 い販売の 事業場、 事業に係る事 店舗 第二条第 の権限で 又は 倉 \mathcal{O}
- 4 とする。 区域内のみにある届出事業者(法第六条第四号に規定する主務品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄 省令で定める要件に該当する者を除く。)に関するものは、そ をいう。次項から第七項までにおいて同じ。)に属する特定製 出区分(法第六条に規定する主務省令で定める特定製品 項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 の工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うもの 法第六条、 第七条第二項、 第八条、 第九条及び第十一条第 一の届 の区 分 3
- 6 5 項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 する者を除く。 出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、 又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一 (法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当)に関するものは、 その事務所、 事業場、 事業場、 一の届 店舗

管轄する経済産業局長が行うものとする。 関するものは、 その事務所、 事業場、 店舗 又は倉庫 () () 所 在 地

を

在地を管轄する経済産業局長が行うなみにある届出事業者に関するものは、 の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内の の区分をいう。次項において同じ。)に属する特定製品の 条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 一の届出区分(法第六条に規定する主務省令で定める特定製品 法第六条、 こを管轄する経済産業局長が行うものとする。 第七条第二項、 第八条から第十条まで及び第十 その工場又は事 事業場の 製造 所

4 業場、 庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 届出事業者に関するものは、 条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、 法第六条、第七条第二項、 店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある 第八条から第十条まで及び第十 その事務所、 事業場、 店舗又は倉

(新設

法第六条、

第七条第二項、

第八条、

第九条及び第十一 権限であつて

条第

の届

号の

規定に基づく経済産業大臣の

る経済産業局 内管理人の ある当該国内管理人に係る届 分に 事 業場、 属する特定製 事務所、 長が行うも 店舗又は倉庫が 品品 事業場 のとする。 0 輸 の経済産業局の管轄区域内のみ 店舗又は倉庫の所在地を管轄 出 (T) 事業者に関するものは、 事業に係る国 |内管理 0 当該 事 務

7 業者 する者に限る。 主たる事務所が 区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は 法第六条、 (法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当 号の 規定に基づく経済産業大臣の 第七条第 の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事 に関するものは、 項 第八条、 その本店又は主たる事務 第九条及び第十 権限 あ 条第 \mathcal{O} 所 届

0 所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

8 済産業局長が行うものとする。 人の 権限を行うことを妨げない。 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣の権限 (特定輸入事業者である届出事業者にあつては 事務所、 出事業者の事務所、 事業場、 店舗又は倉庫の所在地)を管轄する経 工場、 ただし、経済産業大臣が自らそ 事業場、 店舗又は倉庫 その 国内管 の所在 5

9 定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経法第三十二条の四の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特 済産業局長が行うものとする。

10 11 務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 経済産業大臣の権限は、 法第四 法第三十二条の十八及び第三十二条の二十二の規定に基づく 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 条第 項、 第四十一条第一項及び第四十二条第一 特定製造事業者等の本店又は主たる事 ただ 項

業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 地を管轄する経済産業局長が行うものとする。は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣 届出事業者の事務所、 工場、 事業場、 店舗 又は倉庫の所 経済 . (7) 権 産在

6 済産業局長が行うものとする。 定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経 法第三十二条の二の規定に基づく経済産業大臣 . (7) 権限は、 特

所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 済産業大臣の権限は、 法第三十二条の十六及び第三十二条の二十の規定に基づく経 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 特定製造事業者等の本店又は主たる事務

7

8

法第四

条第一項、

第四十

一条第

項及び第四十二条第

項

- 10 -

別表第一 別表第二 12 る。 業者を除く。 経済産業局長が行うものとする。 内管理人の事務所、 である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとす の製造又は輸入の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事 の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 \ + = 規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 に限る。 満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの 法第四十条第 権限を行うことを妨げない。 乳幼児用玩具 (第二条、 (第一条、 略 (略) 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げな - に関するものは、その事務所、工場、事業場、 項 第九条関係 第三条 事業場、 、主として家庭にお 第四 第八条関係 + 店舗又は倉庫の所在地を管轄する 条第 項及び第四 いて出生後三十六月未 経済産業大臣が自ら 消費生活用製品 特定輸入事業者 十二条第 当該国 項 別表第二 別表第一(第一 第十八条 工場、 うことを妨げない。 が行うものとする。 (新設) (第二条、

の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、 の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長 ただし、 経済産業大臣が自らその権限を行 消費生活用製品 その事務所、

(消費生活用製品から除かれる製品)

に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、 法別表第九号の政令で定める法律は、 別表第四の 同 表の上欄 上欄

第六条関係

第七条関係

(略)	(略)
(略) (略) 別表第三 (第四条関係)	(略) (略) 別表第三 (第三条関係)
(略)(略)(第二十条関係)	(略) (略) 別表第四(第十八条関係)

第八条 法第百五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二(ガス事業法の準用)	第八条 法第百五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二(ガス事業法の準用)
提供について準用する。規定は、法第十五条第二項の規定による同項の承諾をした場合は、この限りでない。	
是共と電磁内方去こよってしてはなっない。こだし、当亥相手きは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたと	
2 前項の承諾を得たガス小売事業者等は、当該相手方から書面「書面等」という。) による承諾を得なければならない	2・3 (略) て「書面等」という。) による承諾を得なければならない。
	用する方法
理組織を使用する方法その他の情報通信の技術	情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又	「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面に「一」(サン)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
る同項に規定する経済産業省令で定める方法(次項に	用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法(次項にプレッテージェング)
らかじめ、当該事項の	らかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、
る事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるとこりで同じ)に 沿第十四条第三項の規定はり同項に規定す	する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるとまりて同じ)に 治第十四条第三項の規定により同項に規定
ン よ、長角上四条第三頁つ見ぎこよ)司頁こ見ぎvをいう。次項並びに第二十条第四項及び第五項に	ヽこ司ご。~ よ、長角一四条角三頁の見ぎこよ)司頁で事業者等をいう。 次項並びに第二十一条第四項及び第五
第二条 ガス小売事業者等 (法第十四条第一項に規定するガス小	第二条 ガス小売事業者等(法第十四条第一項に規定するガス小
いた供給条件に関する事項等の提供の方法)	いた供給条件に関する事項等の提供の方法)
(ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用	(ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用
現行	改正案

六項及び第二十一条第四項において同じ。)に準用する。(法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十九条第項並びに第三十二条(第六項を除く。)の規定は、準用事業者

2·3 (略)

(ガスの使用制限等)

会により使用する者について行うものでなければならない 一次第二項において同じ。)を締結してガス小売事業者等が供 大の供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約(法 するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガ するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガ 限度を定めてするガス小売事業者等(同項に規定するガス小売 限度を定めてするガス小売事業者等(同項に規定するガスの量の を によいて同じ。)が供給

2 (略)

に係る売買契約の相手方を決定する方法) (取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売

一競り

り契約の相手方となることを条件として一般消費者等によるガス用品の販売価格を設定し、当該ガス用品の販売価格によて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の一 当該デジタルプラットフォームにより提供される場におい

六項及び第二十条第四項において同じ。) に準用する。(法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十八条第項並びに第三十二条(第六項を除く。) の規定は、準用事業者

2・3 (略)

(ガスの使用制限等)

第九条 給するガスを使用する者について行うものでなければならな 第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十 事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。 限度を定めてするガス小売事業者等 八条第二項において同じ。)を締結してガス小売事業者等が供 スの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約 するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、 法第百六条の三第一 項の規定により使用するガス (同項に規定するガス 年間)が供給 0 のガ 小小売 量

2 (略

(近安)

契約の らず最初に当該条件に適合する申 る申出があつた場合には という。 契約の 相手方となること 相手方と決定する方法 を誘引し の申出 他 般消費者等から当該条件に適合す (T) 以 出をした 般消費者等の申出にかかわ 下この号にお 般消費者等を当 7 申出

第十七条 (略

第十八条

略

(証明書の保存に係る経過期間

下欄に掲げるとおりとする。
、別表第二の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の第十六条 法第百四十六条第一項ただし書の政令で定める期間は

費用の負担) (外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する

額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。 費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の 在に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅 では該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検 で可第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定により 第十七条 法第百五十六条第二項の政令で定める費用は、同条第

(報告の徴収)

第十九条

報告の徴収

号に掲げる事項とする。

(略)

ス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、

次の各

法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガ

号に掲げる事項とする。
ス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各第十八条 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガ

(略)

- 15 -

関する業務の運営に関する事項う。第二十一条第三項及び第四項において同じ。)の調査に二 消費機器(法第百五十九条第一項に規定する消費機器をい

2~6 (略)

報告をさせることができる事項は、 項その他当該ガス用 生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事 記録の内容、 ス用品の種類、 製造又は輸入の事業を行う者 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品 主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発 数量、 品 製造又は保管若しくは販売の場所、 の製造又は輸入の業務に関する事項とす (届出事業者を除く。 その製造又は輸入に係るガ に対し 検査 7

9 8 (略)

に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に 者に対し報告をさせることができる事項は、 理 項 する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する 係るガス用品の型式 法第百七十 検査記録の内容、 、特定輸入事業者である届出事業者にあつては、 に関する事項を含む。 条第 項の規・ 主たる販売先並びに当該ガス用品の使用 数量、 定により経済産業大臣が とする。 製造又は保管若しくは販売の場 その製造又は輸入 その国 届出 事業 内

10 に当該 録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並 できる事項は 業者である届出事業者の 法第百七十 ガ ス用 品 条第 当該届出事業者の輸入に係るガス用品の検査 型式 項の規定により経済産業大臣が特定輸入 数量 国内管理人に対し報告をさせること 製造又は保管若しくは

する業務の運営に関する事項う。第二十条第三項及び第四項において同じ。)の調査に関三 消費機器(法第百五十九条第一項に規定する消費機器をい

2~6 (略)

事項とする。 関する事項その他当該ガス用品の に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に 者にあつては、 る事項は、 の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができ 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用 検査記録の内容、 その製造又は輸入に係るガス用品の種 型式) 主たる販売先並びに当該ガス用品の 数量、製造又は保管若しくは販売の場 製造又は輸 入 \mathcal{O} 業務 類 (届出事業 に関する 使用

8 (略)

(新設)

(新設

展11-18 業者の事業に関する事項とする。 業者の事業に関する事項とする。 用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置

所

査記

容

主たる販

先並びに当該ガ

ス用

品の使

(都道府県又は市が処理する事務)

。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げないの条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲の条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲の条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲れ十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で第十九条 法第百七十一条第一項、第百七十二条第一項及び第百

- 及び当該市長) と認める場合には、当該都道府県知事県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事県の知事が必要請があり、かつ、当該市を包括する都道府(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する場合 当該市の長
- 前項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事又はを包括する都道府県の知事の知事はの事業場の所在地が町村の区域に属する場合の当該町村

2

市長は、

経済産業省令で定めるところにより、

その結果を経済

産業大臣に報告しなければならない。

それぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてを行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務

3

(権限の委任)

条 (略)

2 3 (略)

4 とする。 る権限については、 下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うもの 一号から第三十三号まで、 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、 第十五号、 ただし、 第十八号から第二十号まで、 同表第四号から第六号まで、 経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 第三十六号及び第三十七号に掲げ 第二十六号、 第九号、 それぞれ 第十四 第三 同 表

略

法第百四十条、

第百

兀

規定に基づく権限であつて、一の届 条及び第百四十五条第一項第一号の 干一 十三 産業局長 事業場の

第二項、

第百四十二条、

第百四

をいう。

次号及び第二十五号におい

て同じ。) に属するガス用品の製造

に該当する者を除く。

に関するも

規定する経済産業省令で定める要件

業者

(法第百四十条第四

号に

経済産業局の管轄区域内のみにある 又は輸入の事業に係る事業場が一の 出区分(法第百四十条に規定する経

済産業省令で定めるガス用品の区分

を管轄する経 略 所在 済 地

> 権限 0 委任

2 •

第

(略

4

四号、 とする。ただし、 0 については、 一十九号、 下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うもの 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、 第十五号、 第三十号、 経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 第十八号から第二十号まで、 同表第四号、 第三十三号及び第三十四号に掲げる権限 第五号、 第六号、 それぞれ同 十四四 号、

十三 が する経済産業省令で定めるガス用品 兀 にある届出事業者に関するもの \mathcal{O} \mathcal{O} 第二項、 製造又は輸入の事業に係る事業場 区分をいう。)に属するガス用品 の届出区分(法第百四十条に規定 |条まで及び第百四十五条第一項第 号の規定に基づく権限であつて、 一の経済産業局の管轄区域内のみ 法第百四十条、 第百四十二条から第百四十 略 第百四· + 条

略

事業場の を管轄する経 所在 済 地

産業局 長

九条の規定に基づく権限	二十六 法第百四十八条及び第百四十 に関するもの	定める要件に該当する者に限る。)	条第四号に規定する経済産業省令で	のみにある届出事業者(法第百四十	務所が一の経済産業局の管轄区域内	輸入の事業に係る本店又は主たる事	出区分に属するガス用品の製造又は	規定に基づく権限であつて、一の届	条及び第百四十五条第一項第一号の	第二項、第百四十二条、第百四十三	二十五 法第百四十条、第百四十一条	関するもの	当該国内管理人に係る届出事業者に	経済産業局の管轄区域内のみにある	業に係る国内管理人の事業場が一の	出区分に属するガス用品の輸入の事	規定に基づく権限であつて、一の届	条及び第百四十五条第一項第一号の	第二項、第百四十二条、第百四十三	二十四 法第百四十条、第百四十一条
業場の所在地 である届出事業者 である届出事業者	届出事業者の事							産業局長	を管轄する経済	事務所の所在地	本店又は主たる						済産業局長	地を管轄する経	の事業場の所在	当該国内管理人
九条の規定に基づく権限	二十四法第百四十八条及び第百四十										(新設)									(新設)
業場の所在地を	届出事業者の事										(新設)									(新設)

に基づく権限であつて、特定輸入事三十三 法第百七十三条第一項の規定	○ へに見しるのの輸入事業者である届出事業者を除く製造又は輸入の事業を行う者(特定	に基づく権限であつて、ガス用品の	三十二 法第百七十三条第一項の規定		もの	業者及びその国内管理人に関する	(七) 特定輸入事業者である届出事	もの	る届出事業者を除く。)に関する	業を行う者(特定輸入事業者であ	(六) ガス用品の製造又は輸入の事	(一) ~ (五) (略)	るもの	ものを除く。)であつて、次に掲げ	項の規定により委員会に委任された	限(法第百八十九条第一項又は第二	百七十二条第一項の規定に基づく権	三十一 法第百七十一条第一項及び第	二十七~三十 (略)			
の事業場の所在当該国内管理人	産業局長	を管轄する経済	事業場の所在地	済産業局長	地を管轄する経	の事業場の所在	当該国内管理人		産業局長	を管轄する経済	事業場の所在地	(略)							(略)	経済産業局長	地)を管轄する	の事業場の所在
.—, , -,																						
(新設)	もの 造又は輸入の事業を行う者に関する	基づく権限であつて、ガス用品の製	二十 法第百七十三条第一項の規定に				(新設)			業を行う者に関するもの	(六) ガス用品の製造又は輸入の事	(一) ~ (五) (略)	るもの	ものを除く。)であつて、次に掲げ	項の規定により委員会に委任された	限(法第百八十九条第一項又は第二	百七十二条第一項の規定に基づく権	二十九 法第百七十一条第一項及び第	二十五~二十八(略)			

(略)		(略) (略) 第十七条関係)
務とする。 一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事第二十一条 法第百九十一条の政令で定める事務は、第十九条第(経済産業大臣が指示をすることができる事務)	か行うこととされる事る事務は、第二十条第	務とする。 一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事第二十二条 法第百九十一条の政令で定める事務は、第二十条第(経済産業大臣が指示をすることができる事務)
5 (略)		5 (略)
三十四(略)	(略) る経済産業局長	三十七 (略)
限 る。)	(大の事業場の所) を管轄す	限 る。)
見か。 定に基づく権限の行使に係る場合に	者である届出事	また。こ 定に基づく権限の行使に係る場合に
に基づく権限(法第百四十九条の規	(特定輸入事業	に基づく権限(法第百四十九条の規
十三 法第百八十	事業場の所在地	法第百八·
	(略)	三十四・三十五 (略)
	済産業局長	管理人に関するもの
_	地を管轄する経	業者である届出事業者及びその国内

	二 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格による事出を利用する者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした当該デジタルプラットフォームを利用する者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格による契約の相手方と決定する方法	一一一競り のいずれかの方法とする。 第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号に係る売買契約の相手方を決定する方法) (取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売	げるとおりとする。 第二条 法第二条第二項の特定電気用品は、別表第一の上欄に掲(特定電気用品)	改正案
(証明書の保存に係る経過期間)		(新設)	に掲げるとおりとする。 第一条の二 法第二条第二項の特定電気用品は、別表第一の上欄(特定電気用品)	現行

第五条 第四 売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販 きる事項は、 (の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品 報告の徴収 製造又は輸入の業務に関 の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることがで 法第四十五条第一 略 略 略 その製造又は輸入に係る電気用品の型式、 項の規定により経済産業大臣が電気用 する事項 (特定輸 入事業者である届 数量、 第三条 第二条の二 第二条の三 する。 きる事項は、 条第一項第 げるとおりとする。 (報告の徴収) (外国登録検査 (検査機関の登録の有効期 法第四十二条の 機関

第二条 の上欄に掲げる特定電気用品ごとにそれぞれ同表の 法第九条第一項ただし書の政令で定める期 間 は、 下 -欄に掲 別表第

間

法第三十二条第一項の政令で定める期間は、 三年と

の事務所等における検査に要する費用 \mathcal{O} 負

。)に当該検査を行わせる場合にあつては、 費の額の計算に関し必要な細目は、 る旅費の額に相当するものとする。 の検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要す より独立行政法人製品評価技術基盤機構 八号の検査のため同号の職員 四第二項の政令で定める費用 この場合において、 経済産業省令で定める。 (同条第三項の規定に (以下「機構」という 機構の職員) その がそ 同

 \mathcal{O} 発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用 売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再 製造又は保管若しくは販売の場所、 品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることがで (造又は輸入の業務に関する事項とする。 法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用 その製造又は輸入に係る電気用品 検査記録 の内容、 の型式、 主たる販

3 2 とする。 用品が特定電気用品である場合にあつては、 関する事項その他当該電気用品の 業者である届出事業者 出事業者にあつ 者の業務に関する事項とする。 に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に に当該電気用品の型式 できる事項は、 は輸入については、 輸出用電気用品の特例 の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並び 法第四十五条第 (略) 検査記録の内容、 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又 っては 当該届出事業者の輸入に係る電気用品の検査記 法第八条第一項から第三項まで 項の規定により経済産業大臣が特定輸入事 主たる販売先並びに当該電気用品の使用 その国内管理人に関する事項を含む。 の国内管理人に対し報告をさせることが 数量、 製造又は保管若しくは販売の場 輸入の業務に関する届出事業 同条第一項から第

> 2 略

(新設

、輸出用電気用品の特例

第四条 用しない。 ある場合にあつては、 は輸入については、 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の 法第八条 (当該電気用品が特定電気用品で 同条及び法第九条第一項) の規定は、 製造又 適

きは、 輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとすると 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が電気用品 法第二十七条第一項の規定は、 適用しない。

(都道府県又は市が処理する事務

第九条

略

2

(略)

三項まで並びに法第九条第一項及び第三項)

の規定は、

適用し

2

(当該電気

第五条 の二第一項に規定する経済産業大臣の権限 法第四十五条第一項、 第四十六条第一項及び第四十六条 に属する事務であつ

権限の委任

る要件に該当する者を除く。 に係る工場又は事業場が ら第四項までにおいて同じ。)に属する電気用品の製造の事業 規定する経済産業省令で定める電気用品の区分をいう。次項か る届出事業者 づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分(法第三条に 0 法第三条、 所 在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 (法第三条第四号に規定する経済産業省令で定め 第四条第二 の経済産業局の管轄区域内のみにあ 項 に関するものは、その工場又は 第五条及び第六条の規定に基

> ぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。 関する規定は、 場合の区分に応じ、 において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる の場合においては、 の販売の事業を除く。)を行う者に関するもの 電気用品 品 \mathcal{O} 都道府県知事又は市長に関する規定としてそれ 販 売の事業 当該各号に定める者が行うこととする。こ 法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に (自ら製造 又は輸入した電気用 (以下この条

には、当該都道府県知事及び当該市長)当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合属する場合 当該市の長(当該市の長の要請があり、かつ、属する場所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に

産業大臣に報告しなければならない。 市長は、 前項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事 に属する場合 その事務所、 経済産業省令で定めるところにより、 事業場、 当該町村を包括する都道府県の 店舗又は倉庫の所在地 その結果を経 が町 知 村 \mathcal{O} 文は 区

2

権限の委任)

第六条 業者に関するものは、 場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事 三条に規定する経済産業省令で定める電気用品 経済産業局長が行うものとする。 次項において同じ。)に属する電気用品 定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 法第三条、 第四条第二項及び第五条から第七条までの規 その工場又は事業場 [の製造 一の届出区分 0 所 在 の事業に係る工 の区分をいう。 地を管轄する (法第

2 関するものは、 管轄する経済産業局長が行うものとする。 規定する経済産業省令で定め 業局の管轄区域内のみにある届出事業者 輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品 第四条第二項 その事務所、 事業場、 第 る要件に 五条及び第六条の規定に基づく 該当 店舗又は倉庫の所在地 「する者を除く。 (法第三条第四 号に を に

3 業場、 係る届 の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、 とする。 が 済産業大臣の権限であつて、 店舗 出事業者に関 の経済産業局の管轄区域内 又は倉庫 第四条第一 するも O所 項 在 地を管轄する経済産業局長が行う 0 は 第五条及び第六条の の届出区分に属する電気用 当 のみにある当該国内管理人に 該国 |内管理人の事務 事業場、 規定に基づく 店舗又は倉 所 事

4 製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済 済産業大臣の 法第三 第四 権限であつて、 条第 項 第 五. 条及び 0) 届出区分に属する電気用 第六 、条の 規定に基づく

規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。)に産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第三条第四号に

経済産業局長が行うものとする。関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する

5 法第十一 人の事務所 産業局長が行うものとする。 (特定輸入事業者である届出事業者にあつては) 届出事業者の事務所、 条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣 事業場 店舗又は倉庫の所在地)を管轄する経 工場、 ただし、 事業場、 経済産業大臣が自らそ 店舗又は倉庫 その国 の権 \bigcirc | | | | | 所在 限

> は、 済産業局長が行うものとする。 \mathcal{O} 気用品の輸入の事業に係る事務所、 基づく経済産業大臣の権限であつて、 経済産業局の管轄区域内のみにある届出 法第三条、 その 事務 所 第四条第二 事業場、 項及び第五条 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経 事業場、 から第一 一の届出区分に 事業者 店舗又は 七条までの に関 倉庫が するもの 、属する電 が規定に

2

(新設)

(新設

業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在3 法第十一条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限

の権限を行うことを妨げない。

6 る。 業者を除く。 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとす の製造又は輸入の事業を行う者 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二 ※造又は輸入の事業を行う者 (特定輸入事業者である届出事項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、電気用品 ただし、 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げな に関するものは、 その事務所、工場、 事業場、

7 法第四· 十五条第 項 第四十六条第 項及び第四十六条の二

当該国内管理人 事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、 項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入 の事務所 事業場、 店舗又は倉庫の所在地を管

轄する経済産業局長が行うものとする。 ただし 経済産業大臣

自らその権限を行うことを妨げない。

(事務の区分)

号に規定する第一号法定受託事務とする。 地方自治法 定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、 第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第九条第二項の規 こととされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び 一 条 第九条第一 (昭和二十二年法律第六十七号) 項の規定により都道府県又は市が処理する 第二条第九項第

別表第 第 条、 第 条 第 匹]条関係

略

4 工場、 うことを妨げない。 が行うものとする。 第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 法第四-製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、 事業場、 十五条第一項、 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長 ただし、 第四十六条第一項及び第四十六条の二 経済産業大臣が自らその権限を行 その 事 電気用品 務 所

(新設

、事務の区 分

第七条 方自治法 により都道府県又は市が処理することとされている事務は、 四十六条の二第一項に規定する事務並びに第五条第1 に規定する第一号法定受託事務とする。 ととされている法第四十五条第一項、 第五条第一項の規定により都道府県又は市が処理するこ (昭和二十二年法律第六十七号) 第四十六条第一項及び第 第二条第九項第 項の規定 묽 地

別表第一 第一 条、 第 条の 第二条関係

略

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

第六条 (略)	(取引デジタルプラットフォームにおける液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法) 「一一競り」 「一一競り」 「一一競り」 「一一競り」 「一一競り」 「一一競り」 「で、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行うを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの申出(以下この号において「申出」という。)を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があった場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があった場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があった場合には、一般消費者等から当該条件に適合する申出があった場合には、一般消費者等を当該契約の相手方と決定する方法	改正案
手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法(次省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相より同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業第五条 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定に書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)	(新設)	現行

第八条

略

第七条

(略)

、保安機関の認定の有効期間

第六条 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、 五年とする

第七条 定めるところにより行うものとする。 法第三十八条の四の二第一項の規定による委託は、

次に

(委託の方法)

ること。 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成す

る事項 委託に係る免状交付事務の内容に関する事項 委託に係る免状交付事務を処理する場所及び方法に関す

委託契約の期間及びその解除に関する事項

技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの(次項 書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の 項において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、

い。において「書面等」という。)による承諾を得なければならな 前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、 当該相手方か

2

定する事項を提供する場合について準用する。 該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。 事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、 ら書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ つたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する 前二項の規定は、 法第二十八条第二項の規定による同項に規

3

第十二条 (略) (略)

その旨を公示すること。 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、二 その他経済産業省令で定める事項

(委託することのできない事務)

一 法第三十八条の四第二項第三号の規定による認定のに掲げるとおりとする。

事務

免状の交付の拒否に係る事務 二 法第三十八条の四第三項の規定による液化石油ガス設備士

(証明書の保存に係る経過期間)

| ま第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ|| 第九条 | 法第四十七条第一項ただし書の政令で定める期間は、別

同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検査機関の登録の有効期間

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負

に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)一項第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定により第九条の三 法第六十四条第二項の政令で定める費用は、同条第

(報告の徴収)

2~4 (略) 第十三条 (略

7 6 (略)

る事項 業者に対し、 内管理人に関する事項を含む。 した災害及びその再 主たる販売先並びに当該液化 法第八十二 数量、 (特定輸入事業者である届出事業者にあつては 「該液化 製造又は保管若しくは販売の場所 二条第 その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の型 石油 項の規定により、 発 ガス器具等 の防 止)について報告をさせることが 0 石油ガス器具等の使用に伴い 0 ために 製造又は輸入の業務に関 経済産業大臣は、 講じた措置 検査記! に関する事 録の内容 その国 届 出 す 発 事

額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅

第十条 (略)

2~4 (略

業務に関する事項について報告をさせることができる。 用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置 記録の内容、 ては、 油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に対し、 に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸 又は輸入に係る液化石油ガス器具等の種類 法第八十二条第一項の規定により、 型式) 数量、 主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の 製造又は保管若しくは販売の場所、 経済産業大臣は、 (届出事業者にあ その 液化 製造 検査 使

6 (略)

(新 設)

(新設)

8

法第八十二

一条第

項の規定により

経済産業大臣

は

特定輸

できる。

関する届出事業者の業務に関する事項について報告をさせるこ とができる。 使用に伴 査記録の内容、 ス器具等の型式 の他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該液化石油 者の輸入に係る液化石油ガス器具等の検査記録の写しの内容そ 入事業者である届出事業者の国 に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の輸入の業務に い発生した災害及びその再発の 主たる販売先並 数量、 製造又は保管若しくは販売の場所、 びに当該液化石油ガス器具等の 内管理人に対し、 防止のために講じた措 当該届 出事業 検 ガ

9 (略)

関係行政 機関 0 通 (報等)

第十四条 略

7

略

第十 をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。 受理し、又は登録若しくは許可の取消しをしたときは、 げる者は、 (関係行政機関への通報等) <u>一</u> 条 は、同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、法第八十七条第一項の規定により、次の表の上

第十二条 長)に対してするものとする。 する都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、 は経済産業大臣に対し、消防長は当該消防長の管轄区域を管轄 法第八十七条第二項の規定による要請は、 指定都市 消防庁長官 \mathcal{O}

(都道府県又は市が処理する事務)

第十六条

略

第十五条

(略)

第十三条 に属する事務は、 法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限 供給設備を液化石油ガス販売事業の 用 供す

その 届出を 次の表の上欄に掲

。)が行うこととする。 にあつては、指定都市の長。次項から第六項までにおいて同じる販売所の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内

ない。

ない。

ない。

経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げは、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うことと事務であつて、液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの事務があって、液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する

2

業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。 地を管轄する都道府県知事が行うこととする。 業所に関するものは、 業大臣の権限に属する事務であつて、 販売事業者の販売所に関するものを自ら行うことを妨げない。 する。ただし、 事務であつて、 法第八十二条第一項及び第八十三条第二項に規定する経済産 法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣 当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うことと 経済産業大臣がその登録を受けた液化石油ガス 液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの 当該保安機関の事務所又は事業所の所在 保安機関の事務所又は事 ただし、 0 権限に 経済産 属する

4

3

産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。 も本地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済 には、政備生がその作業に従事した液化石油ガス設備工事に 事務であつて、液化石油ガス設備士に関するものは、当該液化 事務であつて、液化石油ガス設備士に関するものは、当該液化 を業大臣の権限に属する

6

法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する

特定液化石油ガス設備工事事業者に関するもの

務であつて、

- 33 -

だし、 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととす この条において「立入検査等事務」という。)は、 第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、 販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。 設備工事をした供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する 液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するもの 法第八十二条第一項、 ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げな 当該特定液化 経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。 石油ガス設備 第八十三条第一項及び第八十三条の一 工事事業者が特定液 次の各号に 化石油ガス (以下

7

一 省亥事务所、営業所、変と日由ガス器具等の保管場所での で、対して、営業市の、営業所、営業所、変化の、当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事県の知事が必要請があり、かつ、当該市を包括する都道府(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府の表で、当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その

を包括する都道府県の知事他その業務を行う場所が町村の区域に属する場合 当該町村一当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その

8

前各項の規定により当該各項に規定する事務を行つた都道府

9 県知事又は市長は、 第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文に規定す 及び第六項本文の場合においては、 結果を経済産業大臣に報告しなければならない。 第一項、 務に係る経済産業大臣に関する規定は、 第二項本文、第三項本文、第四項本文、 経済産業省令で定めるところにより、 法中第一 項、 都道 府県知事又は 第五項本文 一項本文、 その

(権限の委任)

2~6 (略) 第十七条 (略)

する。 事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみ項までにおいて同じ。)に属する液化石油ガス器具等の製造の にある届出事業者(法第四十一条第四号に規定する経済産業省 省令で定める液化石油ガス器具等の区分をいう。次項から第十 限であつて、一の届出区分(法第四十一条に規定する経済産業 及び第四十六条第 工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものと 令で定める要件に該当する者を除く。) に関するものは、当該 法第四十一条、 第四十二条第二項、第四十三条、 一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権)に属する液化石油ガス器具等の製造 第四 匹 条 7

8 限であつて、 及び第四十六条第一 みにある届出事業者 事業に係る事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内 法第四十 る要件に該当する者を除く。 一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入 第四十二条第二項、 項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権 法第四十 一条第四号に規定する経済産 第四十三条、 に関するものは、 第四 一一四条

> 定都市の長に適用があるものとする。 指定都市の長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は

それぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。 臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてを行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大10 第七項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務

(権限の委任)

第十四条 (略)

2~6 (略)

する経済産業局長が行うものとする。 出事業者に関するものは、当該工場又は事業場の所在地を管轄おいて同じ。)に属する液化石油ガス器具等の製造の事業に係済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分をいう。次項に下の権限であつて、一の届出区分(法第四十一条に規定する経済産業大人のでのであって、一の届出区分(法第四十一条に規定する経済産業大大人のでのであって、一の届出区分(法第四十一条に規定する経済産業大大人のであって、一の届出区分(法第四十一条に規定する経済産業大大人のであって、一の届出区分(法第四十一条に規定する経済産業大人のである。

営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 区域内のみにある届出事業者に関するものは、当該事務所又は 原の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等 臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等 とまで及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大 8 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条から第四十五

9 当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行う するもの 及び第四十六条第 ものとする。 管轄 であっ 事業に係る国内管理人の事務所又は営業所が 法第四十 区 は、 .域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関 7 条、 当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管 届出 第四十二 項第 区分に属する液化石油ガス器具等の輸入 一条第一 号の 規定に基づく経済産業大臣 一項 第四 一十三条、 の経済産業局 第四十四 0 権 条

10 又は輸入の 定する経済産業省令で定める要件に 及び第四十六条第 管轄区 であって、 法第四十 .域内のみにある届 事業に係る本店又は主たる事務所が 条、 の届出区分に属する液化石油ガス器具等の製造 第四十二条第二項、 項第一号の規定に基づく経済産業大臣 出事業者 該当する者に限る。 (法第四十 第四十三条、 条第四 の経済産業局 第四 |号に規 十四四 の権 関 条

業務を行う場所) 特定輸入事業者である届出事業者にあつては おけるものに限る。)は、 済産業局長が行うものとする。 のつては、 事務所、 済産業大臣の権限(法第九十条第一項の規定に基づく権限に 液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所(法第四十九条、 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 法第五十条の規定に基づく権限の行使に係る場合に 営業所、 を管轄する経済産業局長が行うものとする。 第五十条及び第九十条第一項の規定に基づく 液化石油ガス器具等の保管場所その他その 届出事業者の事務所、 その国内管理人 営業所、 工場

11

るもの

は、

その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経

9

(新設

轄する経済産業局長が行うものとする。

管轄する経済産業局長が行うものとする。 臣 おけるものに限る。 あつては、法第五十条の規定に基づく権限 経済産業大臣の権限(法第九十条第一項の規定に基づく権限に .が自らその権限を行うことを妨げない。 液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を 法第四十九条、 第五十条及び第九十条第一項の規定に基づく 。)は、 届出事業者の事務所、 ただし、 の行使に係る場合に 営業所、 経済産業大 工場

16 12 法 15 17 別表第二(第四条、 を妨げない。 場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行う 当該国内管理人の事務所 う場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。 ある届出事業者を除く。 ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者 ものとする。 事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、 済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 (略 法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二 法第八十二条第一項、 工場、 項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入 項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、液化石油 (略) 液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行 第十条関係 経済産業大臣が自らその権限を行うこと)に関するものは、当該事務所、営業 第八十三条第一項及び第八十三条の二 営業所、 液化石油ガス器具等の保管 (特定輸入事業者で ただし、経 別表第二(第四条、 \ <u>`</u> 他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行うものとす 該事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、当 第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、液化石油 (新設) 略 法第八十二条第一項、 ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げな 第九条関係 第八十三条第一項及び第八十三条の二